

阿南市告示第84号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達すべき書類は、同法第20条の2の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市総務部税務課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月12日

阿南市長 岩佐義弘

- 1 送達すべき書類
令和8年度市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり